

# 松戸市バナー広告掲載取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、市のホームページに掲載するバナー広告（市のホームページに掲載する画像のうち、広告を掲載しようとする者の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (広告の範囲、規格等)

第2条 広告の範囲等については、松戸市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づくものとする。

2 広告の規格、掲載位置及び数等については、別途定めるものとする。

## (広告代理店との契約)

第3条 市長は、広告代理店に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができるものとする。

2 広告代理店の決定に際し、入札を行い、入札額が最も高かった者と契約を締結する。入札額が同額だった場合は、抽選により決定する。

3 市と契約を締結した場合、広告代理店は市に対し会計年度ごとの賃借料を納付し、かつ広告枠の適正運営に努める義務を負うものとする。

4 賃借料の納付時期は、市と広告代理店が協議の上、別途契約するものとする。

## (公募)

第4条 市長は、市のホームページ及び広報紙等により、広告を掲載しようとする者を公募することができる。

2 前条の規定により広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店が広告を掲載しようとする者の募集を行うことができる。

## (申し込み)

第5条 広告掲載の申し込みをする者（以下「申込者」という。）は、市長が定める期間内に、松戸市広告掲載申込書（第1号様式）及び広告原稿（バナー画像）を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定により広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店が掲載の受け付け及び申し込みを行うものとし、具体的な内容は別途定めるものとする。

3 広告原稿のデータ作成等の申し込みに必要な費用は、申込者又は広告代理店の負担とする。

(掲載期間)

第6条 広告掲載は、原則として毎月第1開庁日の午前9時から翌月第1開庁日の午前9時までの1カ月を単位として行うものとする。

2 申込者又は広告代理店は、複数月に係る広告掲載を一括して申し込むことができるものとする。

3 申し込むことができる最大掲載期間等の具体的な内容は、別途定めるものとする。

(規制業種等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 政治団体

(2) 宗教団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業に該当又は類似するもの

(4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に定める貸金業者

(5) たばこ産業

(6) ギャンブルにかかるもの

(7) 社会問題を起しているもの

(8) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(9) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中のもの又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中のもの

(10) 占い、運勢判断に関するもの

(11) 興信所・探偵事務所等

(12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

(13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(14) 市税を滞納しているもの

(15) 各種法令に違反しているもの

(16) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの

(17) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)並びにこれらの者と関係を有しているもの

(18) その他市長が広告の業種又は事業者として不相当と認めるもの

(掲載基準)

第8条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 公共の福祉に反し、又はそのおそれがあるもの

(2) 市の信用を失墜し、又はそのおそれがあるもの

(3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 公益社団法人日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反するもの

- (5) 広告の目的、内容及び責任の所在が不明確なもの
- (6) 政治的問題、社会問題について主義、主張等を述べたもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当し、又はそのおそれがあるもの
- (8) 宗教団体による布教推進及び集団利益を助長することを目的としたもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、広告の閲覧者を不安にさせ、又はそのおそれがあるもの
- (10) 国内世論が大きく分かれているもの
- (11) 人権侵害、人種・性別・職業・境遇・信条等による差別、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損若しくは業務妨害となり、又はそのおそれがあるもの
- (12) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (13) 他を誹謗、中傷若しくは排斥し、又はそのおそれがあるもの
- (14) 暴力、犯罪を肯定若しくは助長し、又はそのおそれがあるもの
- (15) 残酷、醜悪、猟奇的な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- (16) わいせつ性を連想若しくは想起させ、又はそのおそれがあるもの
- (17) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表現又は誤認を招くようなもの  
例：「日本一」「一番安い」「最安値」等
  - イ 射幸心を著しくあおるもの  
例：「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告を掲載しようとする者又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (18) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア ギャンブル等を肯定するもの
  - イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (19) その他市長が広告として不相当と認めるもの

(リンク先のウェブサイトに関する基準)

第9条 市のホームページに掲載する広告だけではなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についても、その性質上可能かつ社会通念上合理的な範囲において、この要領を適用する。

(審査及び承諾)

第10条 市長は、前3条の規定に基づき、申込者又は広告代理店の申込内容を審査し、広告掲載の諾否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を承諾し、又は不承諾した場合は、速やかに申込者又は広告代理店に対し、松戸市広告掲載申込結果通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾する場合において、申込者の数が広告掲載の枠数を超えたときは掲載希望月数の多いものを優先し、当該月数が同一のときは抽選により決定するものとする。

4 広告掲載を承諾する旨の通知をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該承諾を取り消すことができる。この場合において当該承諾を取り消したときは、市長は、広告掲載の承諾通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）又は広告代理店に対し、松戸市バナー広告掲載承諾取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(1) 広告主又は広告代理店が、次条に規定する広告掲載料を納付しないとき

(2) 広告主が、法令、要綱及びこの要領に違反したとき

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が別途定めるものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに会計年度ごとの広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、第3条の規定に基づくものとする。

3 広告掲載料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の内容等により市に損害等が生じた場合、市長は、広告主又は広告代理店に対しその賠償を求めることができる。

(禁止行為等)

第13条 広告主及び広告代理店は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他の市のコンピューターシステムに不正にアクセスする行為

(2) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

- (3) 市又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、プライバシーの侵害、名誉毀損、信用毀損、誹謗中傷その他不利益となり、又はそのおそれがある行為
  - (4) 広告の閲覧者のコンピューターに障害を及ぼす行為
  - (5) その他市長が広告主として不相当と認める行為
- 2 広告主及び広告代理店は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(広告の取り下げ)

第14条 広告主又は広告代理店は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、広告の掲載を取り下げることができる。

- (1) 広告主又は広告代理店の都合により、広告を掲載する必要がなくなったとき
  - (2) 市から広告の掲載位置又は規格を変更する旨の通知があったとき
- 2 広告主又は広告代理店は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、松戸市バナー広告掲載取下申出書（第4号様式）により市長に通知しなければならない。

(広告の内容等の変更)

第15条 広告主又は広告代理店は、広告を変更しようとする場合は、その1週間前までに市長に連絡しなければならない。

- 2 市長は、広告の内容等が法令、要綱及びこの要領に違反したと判断したときは、広告主又は広告代理店に対し、期限を指定して広告の内容等の変更を求めることができる。この場合において、市長は、変更後の広告原稿の提出を併せて求めることができる。
- 3 広告の変更等に必要となる費用は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(広告の削除)

第16条 市長は、広告主又は広告代理店が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承諾を取り消した上で広告を削除することができる。この場合において当該広告を削除したときは、市長は、広告主又は広告代理店に対し、松戸市バナー広告掲載削除通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- (1) 前条第2項の規定に基づき広告の内容等の変更を求めたにもかかわらず、広告主又は広告代理店がこれに応じないとき
- (2) 広告主又は広告代理店が法令、要綱、この要領又は松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）に違反したとき
- (3) その他市長が広告掲載を不相当と認めたとき

(免責事項)

第17条 システム等の障害、誤動作、保守点検等により広告が掲載できなかった場合、又はそれにより広告主又は広告代理店が損害を受けた場合においても、市は、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等の責任を負わないものとする。

(管轄)

第18条 この要領に関する訴訟については、千葉地方裁判所松戸支部を第1審の専属管轄裁判所とする。

(委任)

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月17日から施行する。

松戸市広告掲載申込書

松戸市長

松戸市広告掲載要綱第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。  
なお、広告掲載に当たっては松戸市広告掲載要綱に従います。

(申込者)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

電話番号

電子メール

担当者氏名

記

- 1 広告名称 松戸市ホームページのバナー広告
  - 2 掲載希望位置
  - 3 掲載期間 年 月 日～ 年 月 日 (ヶ月)
  - 4 掲載希望者
  - 5 広告内容 別添のとおり
  - 6 その他  
広告の掲載に当たっては、松戸市バナー広告掲載取扱要領に従います。
  - 7 リンク先のホームページアドレス (URL)
-

第2号様式

年 月 日

松戸市広告掲載申込結果通知書

様

松戸市長

松戸市広告掲載要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告名称 松戸市ホームページのバナー広告
- 2 掲載の可否 承諾 ・ 不承諾
- 3 掲載位置
- 4 掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (ヶ月)
- 5 掲載者
- 6 備考  
(不承諾の場合は、その理由)

※ なお、松戸市バナー広告掲載取扱要領第6条に規定する広告掲載時間は、更新作業の都合上、多少前後します。

第3号様式

年 月 日

松戸市バナー広告掲載承諾取消通知書

様

松戸市長

松戸市バナー広告掲載取扱要領第10条第4項の規定により、次のとおり広告掲載の承諾を取り消したので通知します。

取消事由

松戸市バナー広告掲載取下申出書

松戸市長

松戸市バナー広告掲載取扱要領第14条の規定により、下記のとおり広告の掲載を取り下げます。

(広告主)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

電話番号

電子メール

担当者氏名

記

1 掲載位置

2 掲載終了日

年 月 日

年 月 日

松戸市バナー広告掲載削除通知書

様

松戸市長

松戸市バナー広告掲載取扱要領第16条の規定により、下記のとおり広告を削除したので通知します。

記

- 1 削除事由
- 2 削除日